

第2節 中間検査及び使用検査要領

第1 防火対象物の中間検査及び使用検査要領

1 消防法令関係

消防関係法令に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、次によること。

(1) 防火管理

防火管理に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記1の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（消防法令編）の部位欄中の防火管理欄によること。

(2) 危険物等

危険物、少量危険物及び指定可燃物に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記1の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（消防法令編）の部位欄中の危険物等欄によること。

(3) 消防設備等

消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記1の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（消防法令編）の部位欄中の消防設備等欄によること。

(4) 避難施設等の管理

避難施設等の管理に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記1の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（消防法令編）の部位欄中の避難施設等の管理欄によること。

(5) その他

(1)から(4)までに掲げる事項以外に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記1の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（消防法令編）の部位欄中のその他欄によること。

2 建築基準法関係

建築基準関係法令に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、次によること。

(1) 道路との関係・敷地内通路

道路との関係及び敷地内通路に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の道路との関係・敷地内通路欄によること。

(2) 建築物の屋根

建築物の屋根に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の建築物の屋根欄によること。

(3) 建築物の外壁等

建築物の外壁等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の建築物の外壁等欄によること。

(4) 防火区画等

防火区画等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の防火区画等欄によること。

(5) 廊下等

廊下等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の廊下等欄によること。

(6) 階段

階段に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の階段欄によること。

(7) 出入口等

出入口等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の出入口等欄によること。

(8) 内装制限

内装制限に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の内装制限欄によること。

(9) 建築設備

建築設備に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の建築設備欄によること。

(10) 地下街等

地下街等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の地下街等欄によること。

(11) 簡易な構造の建築物

簡易な構造の建築物に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の簡易な構造の建築物欄によること。

(12) 自動車車庫等

自動車車庫等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記2の防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）の部位欄中の自動車車庫等欄によること。

別記1

防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領(消防法令編)

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例 (主なもの)				
防火 管 理	法8	政令1の2② 政令2 政令別表第1	防火管理に係る 防火対象物の用 途の判定	1 防火対象物全体の用途の判定 ・ 従属的な部分の取扱い ・ 同一敷地内における2以上の 防火対象物の取扱い 2 防火対象物の部分ごとの用途の 判定	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防火管理に係る防火対象物の用途を判定す る。
		政令1の2④ 省令1の3	収容人員の算定	収容人員の算定	目視・スケール等による採寸・同意調査 書等との照合により確認する。	収容人員を算定する。
		政令1の2③ 省令1の2 条例55の3	防火管理者の選 任	1 防火対象物の用途等 2 防火管理者の選任	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防火管理者を選任しなければならない防火 対象物かどうかを調査し、届出を行うよう指導 する。
		法8の 2	政令3の3 政令4の2	統括防火管理者	1 防火対象物の用途等 2 統括防火管理者の選任 3 全体についての消防計画の作 成	目視・同意調査書等との照合により確認 する。
	法8の 2の2	政令4の2の2 省令4の2の2 省令4の2の3	防火対象物の点 検及び報告	1 防火対象物の用途等 2 防火対象物の点検及び報告	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防火対象物の点検及び報告を行わなければ ならない防火対象物かどうかを調査し、防火対 象物の点検及び報告を行うよう指導する。
	法8の 2の5	政令4の2の4	自衛消防組織の 設置	1 防火対象物の用途等 2 自衛消防組織の設置	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	自衛消防組織を設置しなければならない防 火対象物かどうかを調査し、届出を行うよう指 導する。
	法8の 3	政令4の3 省令4の3	防災対象物品	1 防災防火対象物 2 防災物品の使用 3 防災対象物品の防災性能	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防災対象物品に防災表示等がちょう付等さ れているか又は防災性能を有していること。
	法36	政令46	防災管理者の選 任等	1 防火対象物の用途等 2 防災管理者の選任 3 統括防災管理者の選任 4 防災管理点検及び報告	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防災管理者及び統括防災管理者を選任し、防 災管理点検及び報告を行わなければならない 防火対象物かどうかを調査し、それぞれの実施 を指導する。
	条例55 の3の 2		防火管理技能者 の選任等	1 防火対象物の用途等 2 防火管理技能者の選任	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	防火管理技能者を選任しなければならない 防火対象物かどうかを調査し、届出を行うよう 指導する。
	条例55 の5①		自衛消防活動中 核要員	1 防火対象物の用途等 2 自衛消防活動中核要員の設置	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	自衛消防活動中核要員を設置しなければな らない防火対象物かどうかを調査し、設置す るよう指導する。

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例 (主なもの)				
危険物等	法9の3	危政令1の10	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱い	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱い	目視・同意調査書等との照合により確認する。	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いがあるかどうかを調査し、届出を行うよう指導する。
	法9の4	危政令1の11 危政令1の12	指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱い	指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱い	目視・同意調査書等との照合により確認する。	指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いがあるかどうかを調査し、届出を行うよう指導する。
	法10	危政令1の11 危政令2 危政令3	危険物の貯蔵・取扱いの制限等	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱い	目視・同意調査書等との照合により確認する。	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについて許可を受けなければならない施設があるかどうか調査し、許可の有無を確認する。
消防用設備等	法17	別棟基準	消防用設備等の設置単位(防火対象物の接続)			
			渡り廊下による接続 <ol style="list-style-type: none"> 1 渡り廊下の用途 2 渡り廊下の幅 3 建築物相互間の距離 4 建築物相互間の距離の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋根(3m以内)の構造又は延焼防止措置 ・ 外壁・屋根(3m以内)の開口部の仕様 ・ 渡り廊下の仕様 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。 4 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 渡り廊下の用途が別棟基準に適合していること。 2 渡り廊下の幅員の寸法が別棟基準に適合していること。 3 建築物相互間の距離が別棟基準に適合していること。 4 別棟基準に基づき建築物相互間の距離の緩和を受けることができる防火対象物であること。 	
			地下連絡路による接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 接続する建築物の主要構造部 2 地下連絡路の用途 3 地下連絡路の構造・区画・内装 4 地下連絡路の長さ・幅の緩和(スプリンクラー設備等の設置) 5 地下連絡路の出入口の面積 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 5 目視・スケール等による採寸により確認する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 接続する建築物の主要構造部が別棟基準に適合していること。 2 地下連絡路の用途が別棟基準に適合していること。 3 地下連絡路の構造・区画・内装が別棟基準に適合していること。 4 地下連絡路の長さ・幅が別棟基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラー設備等が別棟基準に基づき設置されていること。 5 地下連絡路の出入口の面積が別棟基準に適合していること。

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例 (主なもの)				
消 防 用 設 備 等	法 17	別棟基準	地下連絡路 による接続	6 地下連絡路の出入口の防火設 備の仕様 7 地下連絡路の排煙設備又はス プリンクラー設備の設置	6 目視・同意調査書等との照合により確 認する。 7 目視・スケール等による採寸・同意調 査書等との照合により確認する。	6 地下連絡路の出入口の防火設備の仕様 が別棟基準に適合していること。 7 地下連絡路に別棟基準に基づき排煙設備 又はスプリンクラー設備が設置されてい ること。
			洞道による 接続	1 洞道の構造・区画・内装 2 点検のための開口部の防火設 備の仕様 3 換気のための開口部の大き さ・防火設備の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 洞道の構造・区画・内装が別棟基準に適合 していること。 2 点検のための開口部の防火設備の仕様 が別棟基準に適合していること。 3 換気のための開口部の大きさ・防火設備の 仕様が別棟基準に適合していること。
			雨どいの共 用等	1 固定的な構造でない雨どいの 共用 2 屋根の交差	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 建築物と建築物が固定的な構造でない雨 どいを共用していること。 2 建築物の屋根と屋根が接していないこと。
		別棟基準	地下コンコ ース等によ る接続	1 接続する部分の開口部の面積 2 開口部の防火設備の仕様	1 目視・スケール等による採寸により確 認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確 認する。	1 接続する部分の開口部の面積が別棟基準 に適合していること。 2 開口部の防火設備の仕様が別棟基準に適 合していること。
		接続の特例	1 火災の延焼拡大の要素 2 社会通念	目視・スケール等による採寸・同意調査 書等との照合により確認する。	火災の延焼拡大の要素が少ないこと又は社 会通念上から同一の防火対象物として扱うこ とに不合理を生ずるものであること。	
	政令 8	消防用設備等の 設置単位(政令第 8条区画)	1 政令第8条区画の位置・構造 2 開口部の位置 3 開口部の防火設備 4 政令第8条区画を貫通する配 管等	1 目視・同意調査書等との照合により確 認する。 2 目視・スケール等による採寸により確 認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確 認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確 認する。	1 政令第8条区画の位置・構造が法令の規定 に適合していること。 2 開口部の位置が法令の規定に適合してい ること。 3 開口部に防火設備が設けられていること。 4 政令第8条区画を貫通する配管等が法令 の規定に適合していること。	
	政令 9	消防用設備等の 設置単位 (一の防火対象 物とみなす部分)	政令第9条の適用の有無	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	政令第9条の適用の有無を確認する。	
	政令 9の2	消防用設備等の 設置単位 (地下街と一体 をなす防火対象 物の地階)	1 消防総監の指定 2 政令第9条の2の適用の有無	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	政令第9条の2の適用の有無を確認する。	

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律	政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17	政令 1 の 2 ② 政令別表第 1	消防用設備等に 係る用途の判定	1 防火対象物全体の用途の判定 ・ 従属的な部分の取扱い 2 防火対象物の部分ごとの用途 の判定	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	消防用設備等に係る防火対象物の用途を判 定する。	
		政令 1 の 2 ④ 省令 1 の 3	収容人員の算定	収容人員の算定	目視・スケール等による採寸・同意調査 書等との照合により確認する。	収容人員を算定する。	
		省令 5 の 2	無窓階の取扱い	1 床面積に対する避難上及び消 火活動上有効な開口部の割合 2 避難上及び消火活動上有効な 開口部の位置 3 避難上及び消火活動上有効な 開口部の構造	目視・スケール等による採寸・同意調査 書等との照合により確認する。	1 床面積に対する避難上及び消火活動上有 効な開口部の割合が法令の規定に適合して いること。 2 避難上及び消火活動上有効な開口部の位 置が法令の規定に適合していること。 3 避難上及び消火活動上有効な開口部の構 造が法令の規定に適合していること。	
	法 17 ①②	消火設備		消火設備の設置			
		政令 10① 省令 7 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 36①② 条例 47 条例 37①②(政令 10③に限る。) 条例 47	消火器具	1 消火器具の設置 2 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づき消火器具を設置していること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき消火器具の一部又は全部の設置 を免除していること。	
		政令 11①②④ 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 38①②(政令 12③に限る。) 条例 47	屋内消火栓 設備	1 屋内消火栓設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づき屋内消火栓設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき屋内消火栓設備の一部又は全部 の設置を免除していること。	

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律 政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17 ①②	政令 12①②二ロハ ③④ 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 39①③(政令 12③に限る。) 条例 47	スプリンク ラー設備	1 スプリンクラー設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づきスプリンクラー設備を設置している こと。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づきスプリンクラー設備の一部又は 全部の設置を免除していること。
		政令 13 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40①②⑤ 条例 47	水噴霧消火 設備	1 水噴霧消火設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づき水噴霧消火設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき水噴霧消火設備の一部又は全部 の設置を免除していること。
		政令 13 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40①②⑤ 条例 47	泡消火設備	1 泡消火設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づき泡消火設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき泡消火設備の一部又は全部の設 置を免除していること。
		政令 13 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40①②⑤ 条例 47	不活性ガス 消火設備	1 不活性ガス消火設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づき不活性ガス消火設備を設置している こと。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき不活性ガス消火設備の一部又は 全部の設置を免除していること。
		政令 13 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40①②⑤ 条例 47	ハロゲン化 物消火設備	1 ハロゲン化物消火設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づきハロゲン化物消火設備を設置してい ること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づきハロゲン化物消火設備の一部又 は全部の設置を免除していること。

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律 政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17 ①②	政令 13 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40①②⑤ 条例 47	粉末消火設備	1 粉末消火設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に基づき粉末消火設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき粉末消火設備の一部又は全部の設置を免除していること。
		政令 19①②④ 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32	屋外消火栓設備	1 屋外消火栓設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 建築物に法令の規定に基づき屋外消火栓設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき屋外消火栓設備の一部又は全部の設置を免除していること。
		政令 20①②⑤ 政令 31 省令 32 の 2 省令 33 政令 32 条例 40 の 2①② (政令 20②⑤に限る。) 条例 47	動力消防ポンプ設備	1 動力消防ポンプ設備の設置 2 基準の特例 ・ 危険工室に係る基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に基づき動力消防ポンプ設備を設置していること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき動力消防ポンプ設備の一部又は全部の設置を免除していること。
		警報設備	警報設備の設置			
	政令 21①③ 政令 31② 省令 33 政令 32 条例 41①②(政令 21③に限る。) ④ 条例 47	自動火災報知設備	1 自動火災報知設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に基づき自動火災報知設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき自動火災報知設備の一部又は全部の設置を免除していること。	

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	可否の判定等	
部位	法律 政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17 ①②	政令 21 の 2 ① 政令 31② 省令 33 政令 32	ガス漏れ火 災警報設備	1 ガス漏れ火災警報設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に 基づきガス漏れ火災警報設備を設置してい ること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づきガス漏れ火災警報設備の一部又 は全部の設置を免除していること。
		政令 22① 政令 31② 省令 33 政令 32	漏電火災警 報器	1 漏電火災警報器の設置 2 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき漏電火 災警報器を設置していること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき漏電火災警報器の一部又は全部 の設置を免除していること。
		政令 23①③ 政令 31② 省令 33 政令 32	消防機関へ 通報する火 災報知設備	1 消防機関へ通報する火災報知 設備の設置 2 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき消防機 関へ通報する火災報知設備を設置してい ること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき消防機関へ通報する火災報知設 備の一部又は全部の設置を免除しているこ と。
		政令 24①②③⑤ 政令 31② 省令 33 政令 32	非常警報器 具又は非常 警報設備	1 非常警報器具又は非常警報設 備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき非常警 報器具又は非常警報設備を設置してい ること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき非常警報器具又は非常警報設 備の一部又は全部の設置を免除しているこ と。
		条例 43 の 2 ①③ (政令 24⑤に限 る。) 条例 47				
	避難設備		避難設備の設置			
		政令 25①②一 政令 31② 省令 33 政令 32 条例 44 条例 47	避難器具	1 避難器具の設置 2 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物の階に法令の規定に基づき避 難器具を設置していること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき避難器具の一部又は全部の設 置を免除していること。

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律 政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17 ①②	政令 26①③ 政令 31② 省令 33 政令 32	誘導灯及び 誘導標識	1 誘導灯及び誘導標識の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に基づき誘導灯及び誘導標識を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき誘導灯及び誘導標識の一部又は全部の設置を免除していること。
		条例 45①③④ 条例 47				
		消防用水	消防用水の設置			
		政令 27①② 政令 31② 省令 33 政令 32	消防用水	1 消防用水の標識の設置 2 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 建築物に法令の規定に基づき消防用水を設置していること。 2 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき消防用水の一部又は全部の設置を免除していること。
		消火活動上必要な施設	消火活動上必要な施設の設置			
		政令 28①③ 政令 31② 省令 33 政令 32	排煙設備	1 排煙設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物又はその部分に法令の規定に基づき排煙設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき排煙設備の一部又は全部の設置を免除していること。
	条例 45 の 2 ① 条例 47					
		政令 28 の 2 ①③ ④ 政令 31② 省令 33 政令 32	連結散水設備	1 連結散水設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき連結散水設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき連結散水設備の一部又は全部の設置を免除していること。
	政令 29① 政令 31② 省令 33 政令 32	連結送水管	1 連結送水管の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき連結送水管を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置していること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基準に基づき連結送水管の一部又は全部の設置を免除していること。	
条例 46① 条例 47						

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律 政令・条例 (主なもの)					
消 防 用 設 備 等	法 17 ①②	政令 29 の 2 ① 政令 31② 省令 33 政令 32	非常コン セント設備	1 非常コンセント設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき非常コ ンセント設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき非常コンセント設備の一部又は 全部の設置を免除していること。
		条例 46 の 2 ① 条例 47				
		政令 29 の 3 ① 政令 31② 省令 33 政令 32	無線通信補 助設備	1 無線通信補助設備の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 道路の用に供される部分に係 る基準の特例 ・ 政令第 32 条・条例第 47 条の 基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 防火対象物に法令の規定に基づき無線通 信補助設備を設置していること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき無線通信補助設備の一部又は全 部の設置を免除していること。
		条例 46 の 3 ① 条例 47				
	必要とされる防火安 全性能を有する消防 の用に供する設備等	必要とされる防 火安全性能を有 する消防の用に 供する設備等				
	政令 29 の 4 ①		1 必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等 の設置 2 総合操作盤の設置 3 基準の特例 ・ 政令第 32 条の基準の特例	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 通常用いられる消防用設備等に代えて用 いた必要とされる防火安全性能を有する消 防の用に供する設備等が法令の規定に基 づくものであること。 2 法令の規定に基づき総合操作盤を設置し ていること。 3 基準の特例を適用した場合は、当該特例基 準に基づき必要とされる防火安全性能を有 する設備等の一部又は全部の設置を免除し ていること。	
	法 17③	特殊消防用設備等	特殊消防用設備 等の設置			
		設備等設置維持計 画		1 総務大臣認定 2 総合操作盤の設置	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	1 通常用いられる消防用設備等に代えて用 いた特殊消防用設備等が総務大臣認定を取 得していること。 2 設備等設置維持計画に基づき総合操作盤 を設置していること。
	法 17 の 3 の 3	政令 36	消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の点検及び 報告	1 防火対象物の用途等 2 消防用設備等又は特殊消防用 設備等の点検及び報告	目視・同意調査書等との照合により確認 する。	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検 及び報告を行わなければならない防火対象物 かどうかを調査し、防火対象物の点検及び報告 を行うよう指導する。

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例 (主なもの)				
避難施設等の管理	法8の2の4	政令4の2の3	避難施設等の管理	1 避難上必要な施設への物件の放置・存置 2 防火戸の閉鎖の支障となる物件の放置・存置	目視により確認する。	1 避難上必要な施設への物件の放置・存置がないこと。 2 防火戸の閉鎖の支障となる物件の放置・存置がないこと。
		条例53の2 条例54 条例55		1 避難施設・消防用設備等への火災の予防・避難・感知等に支障となる施設等の設置等の禁止 2 避難施設の床面の仕様 3 避難口等に設ける戸の仕様 4 避難口等に設ける戸の施錠方法 5 階段の敷物の類の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 避難施設に火災の予防又は避難に支障となる施設等がないこと。 2 避難施設の床面の仕様が条例の規定に適合していること。 3 避難口等に設ける戸の仕様が条例の規定に適合していること。 4 避難口等に設ける戸の施錠方法が条例の規定に適合していること。 5 階段の敷物の類の仕様が条例の規定に適合していること。
		条例48 条例51の2 条例53	劇場等(屋内)	1 いすの位置・仕様 2 立席の位置 3 客席最前部・立席の手すりの仕様 4 客席の避難通路の仕様 5 基準の特例 6 満員札の準備	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 いすの位置・仕様が条例の規定に適合していること。 2 立席の位置が条例の規定に適合していること。 3 客席最前部・立席の手すりの仕様が条例の規定に適合していること。 4 客席の避難通路の仕様が条例の規定に適合していること。 5 基準の特例を適用した場合は、劇場等の客席が当該特例基準に適合していること。 6 満員札を準備していること。
		条例49 条例51の2 条例53	劇場等(屋外)			
		条例50 条例51の2	キャバレー等及び飲食店	1 いす席等の位置 2 避難通路の幅員	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 いす席等の位置が条例の規定に適合していること。 2 避難通路の幅員が条例の規定に適合していること。
		条例50の2	ディスコ等	1 特殊照明・音響の停止の措置 2 避難上有効な明るさの確保	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 非常の際速やかに特殊照明・音響の停止の措置が講じられること。 2 非常の際速やかに避難上有効な明るさの確保がなされること。
		条例50の2の2	個室型店舗等の避難管理	避難通路に面して設ける個室の戸	目視・同意調査書等との照合により確認する。	開放した場合において自動的に閉鎖するものとされていること。

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
部位	法律					
避難施設等の管理		政令・条例(主なもの) 施行規程8の2 条例51 条例51の2	百貨店等・地下街	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要避難通路の位置・仕様 2 主要避難通路の幅員 3 補助避難通路の位置 4 補助避難通路の幅員 5 屋上広場の設置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・スケール等による採寸により確認する。 5 目視・同意調査書等との照合により確認する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要避難通路の位置・仕様が条例の規定に適合していること。 2 主要避難通路の幅員が条例の規定に適合していること。 3 補助避難通路の位置が条例の規定に適合していること。 4 補助避難通路の幅員が条例の規定に適合していること。 5 屋上広場が条例の規定に基づき設置されていること。
		条例52 条則11の2の6	ホテル・旅館等	避難経路図の掲出	目視・同意調査書等との照合により確認する。	条例の規定に基づき避難経路図を掲出していること。
		条例50の3①⑥⑦ 条則11の2の2 条則11の2の4 条則11の2の5	地下駅舎	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災管理室の構造・機能 2 明示物の設置 3 防煙壁等の作動・降下に支障となる施設の設置禁止 	目視・同意調査書等との照合により確認する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災管理室の構造・機能が条例の規定に適合していること。 2 明示物が条例の規定に基づき設置されていること。 3 防煙壁等の作動・降下に支障となる施設が設けられていないこと。
		条例53の3	不特定の者が出入りする店舗等	予測される避難に必要な時間の算定	目視・同意調査書等との照合により確認する。	予測される避難に必要な時間を算定していること。
その他		条例55の2	防火設備の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火設備の作動等に支障となる施設等の設置の禁止 2 圧力・気流等による閉鎖障害 3 可燃性物件の放置・存置 4 風道に設ける防火設備の点検口の設置 	目視・同意調査書等との照合により確認する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火設備の作動等に支障となる施設等がないこと。 2 圧力・気流等による防火設備の閉鎖障害がないこと。 3 防火設備に近接して可燃性物件がないこと。 4 風道に設ける防火設備の付近に点検口があること。
	法21		指定消防水利	第2章第2節第1「敷地内の消火活動上の施設等」、2.別記「消防水利施設構造基準」参照	第2章第2節第1「敷地内の消火活動上の施設等」、2.別記「消防水利施設構造基準」参照	第2章第2節第1「敷地内の消火活動上の施設等」、2.別記「消防水利施設構造基準」参照
		条例23①	火の使用に関する制限等	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物又はその部分の用途 2 火の使用に関する制限等 	目視・同意調査書等との照合により確認する。	喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではいない防火対象物又はその部分かどうかを調査し、申請を行うよう指導する。

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例 (主なもの)				
その他		条例 55 の 2 の 2 ① 条則 11 の 3 の 2	消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理	1 防火対象物の用途等 2 防災センターの構造・機能 3 防災センターにおける集中管理	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 防災センターの構造・機能が条例の規定に適合していること。 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等が防災センターにおいて集中して管理していること。
		条例 55 の 5 の 4 条則 11 の 7 条則 11 の 8	住宅用火災警報器の設置等	住宅用火災警報器の設置位置	目視・同意調査書等との照合により確認する。	住宅用火災警報器の設置位置が条例の規定に適合していること。

防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（建築基準法令編）

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点（主要なもの）	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例（主なもの）				
道路との関係・敷地内通路	建基法35	建基政令128	敷地内の通路	屋外避難階段等から道等に通ずる通路の寸法	目視・スケール等による採寸により確認する。	屋外階段等から道等に通ずる敷地内通路の寸法が建基法令の規定に適合していること。
		建基政令128の2	大規模な木造等の建築物の敷地内における通路	建築物の周囲に設ける通路	目視・スケール等による採寸により確認する。	建築物の周囲に設ける通路が建基法令の規定に適合していること。
	建基法40	建安条例3（全般）	路地状敷地	1 建築物の用途等 2 路地状敷地の幅員の寸法	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 路地状敷地のみによって道路に接する敷地に建築できる建築物であること。 2 建築物の規模に応じて路地状敷地の幅員の寸法が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例3の2（全般）				
		建安条例10（特殊建築物・自動車車庫等）				
	建基法40	建安条例42（興行場等）	前面空地	1 前面空地の面積 2 前面空地とみなす寄り付きの仕様	目視・スケール等による採寸により確認する。	1 前面空地の面積が建安条例の規定に適合していること。 2 寄り付きの仕様が建安条例の規定に適合していること。
	建基法43①	建基政令144の5	接道長さ	1 接道長さの寸法 2 建築物の用途	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。	建築物の用途に応じて敷地の接道長さの寸法が建基法令の規定に適合していること。
	建基法43②	建安条例4（全般）				
		建安条例10の3（特殊建築物・自動車車庫等）				
		建安条例22（物品販売店舗・飲食店）				
建基法43②	建安条例41（興行場等）					
建基法43②	建安条例5（長屋）	敷地内通路	1 通路幅寸法 2 通路に面する住戸数	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 長屋の敷地通路の幅員の寸法が建安条例の規定に適合していること。 2 長屋の敷地内通路に面する住戸数が建安条例の規定に適合していること。	
建基法43②	建安条例10の2（特殊建築物・自動車車庫等）	前面道路の幅員	1 前面道路の幅員の寸法 2 建築物の用途	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。	建築物の用途に応じて前面道路の幅員の寸法が建安条例の規定に適合していること。	
建基法44	建基政令145	道路突出	1 塀等の有無 2 上空通路 3 道路内の突出物	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	道路内の突出物が許可要件に適合していること。	

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等	
	法律	政令・条例(主なもの)					
建築物の構造	建基法 21	建基政令 109 の 2 の 3 建基政令 109 の 4 建基政令 109 の 5 建基政令 109 の 6 建基政令 109 の 7	大規模の建築物の主要構造部等	1 主要構造部の仕様 2 壁等の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	大規模の建築物の主要構造部の仕様が建基法令の規定に適合していること。	
	建基法 27	建基政令 110 建基政令 110 の 2 建基政令 110 の 3 建基政令 110 の 4 建基政令 110 の 5 建基政令 115 の 3 建基政令 115 の 4 建基政令 116	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	1 主要構造部の仕様 2 外壁・軒裏・間仕切壁・床の仕様 3 延焼のおそれのある部分の外壁の開口部の仕様 4 建築物の用途等	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 建築物の用途等に応じて主要構造部の仕様が建基法令の規定に適合していること。 2 建築物の用途等に応じて外壁・軒裏・間仕切壁・床の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 建築物の用途等に応じて延焼のおそれのある部分の外壁の開口部の仕様が建基法令の規定に適合していること。	
	建基法 40	建安条例 7 の 3 (整備地域の建築物)					
		建安条例 10 の 5 (特殊建築物)					
		建安条例 29 (自動車車庫)					
		建安条例 38 (公衆浴場)					
		建安条例 51 (興行場等)					
	建基法 35 の 3	建基政令 111	無窓の居室等の主要構造部	区画する主要構造部の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	無窓の居室等の主要構造部の仕様が建基法令の規定に適合していること。	
	建基法 40	建安条例 7 (建基法 22 区域)	3 階以上の階に設ける居室を有する建築物	建築物の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	建基法第 22 条区域内の 3 階以上の階に居室を有する建築物が建安条例の規定に適合していること。	
		建安条例 25 (連続式店舗の構造)	連続式店舗の構造	連続式店舗の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	連続式店舗の構造が建安条例の規定に適合すること。	

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例(主なもの)				
建築物の構造	建基法61	建基政令136の2	防火地域及び準防火地域内の建築物	1 主要構造部の仕様 2 延焼のおそれある部分の外壁の開口部の仕様 3 建築物の階数	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 建築物の階数等に応じて主要構造部の仕様が建基法令の規定に適合していること。 2 延焼のおそれある部分の外壁の開口部の仕様が建基法令の規定に適合していること。
	建基法22	建基政令109の8	建基法第22条区域内の建築物の屋根の構造	屋根の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	建築物の屋根の構造が建基法令の規定に適合していること。
建築物の屋根	建基法62	建基政令136の2の2	防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造			
	建基法23	建基政令109の9	建基法第22条区域内の建築物の外壁・軒裏の構造	延焼のおそれある部分の外壁の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	木造建築物等の延焼のおそれある部分の外壁の構造が建基法令の規定に適合していること。
建基法40	建安条例11の2(木造建築物等)					
建築物の外壁等	建基法25		大規模の木造建築物の外壁等	1 延焼のおそれある部分の外壁・軒裏の構造 2 屋根の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 大規模の木造建築物等の延焼のおそれある部分の外壁・軒裏の構造が建基法令の規定に適合していること。 2 大規模の木造建築物等の屋根の構造が建基法令の規定に適合していること。
	建基法61	建基政令109 建基政令第136条の2	開口部の防火戸	外壁の開口部の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれある部分に建基法令で定める防火設備が設けられていること。
	建基法63		隣地境界線に接する外壁	外壁と隣地境界線の位置	目視・同意調査書等との照合により確認する。	耐火構造で造られた外壁を除き防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁が隣地境界線に接していないこと。
	建基法64		看板等の防火措置	看板・広告塔等の工作物の主要な部分の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	防火地域内にある看板・広告塔等の工作物の主要な部分が建基法令の規定に適合していること。
	建基法40	建安条例11の3(全般)	階段下の火を使用する室	階段下の火を使用する室の使用	目視・同意調査書等との照合により確認する。	階段下の火を使用する室の仕様が建安条例の規定に適合していること。

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例(主なもの)				
防火区画等	建基法26	建基政令115の2	防火壁及び防火床	1 防火壁及び防火床の位置・構造・形状等 2 防火壁及び防火床に設ける開口部の形状・防火設備の構造 3 防火壁及び防火床を貫通する給水管等の配管、換気等の風道の構造	目視・スケール等による採寸により確認する。	1 防火壁及び防火床の位置・構造・形状等が建基法令の規定に適合していること。 2 防火壁及び防火床に設ける開口部の形状・防火設備の構造が建基法令の規定に適合していること。 3 防火壁及び防火床を貫通する給水管等の配管・換気等の風道の構造が建基法令の規定に適合していること。
	建基法36	建基政令113				
	建基法36	建基政令112①～⑩	防火区画			
			1 面積区画	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 区画の位置が建基法令の規定に適合していること。
			1500㎡区画【耐火】	2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動	2 目視・同意調査書等との照合により確認する。	2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。
			500㎡区画【イ準耐火45分】【ロ準耐火1時間】		3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	
			1000㎡区画【イ準耐火1時間】【ロ準耐火2時間】			
			2 高層区画【11階以上】	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 区画の位置が建基法令の規定に適合していること。
			100㎡区画	2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動	2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。
			200㎡区画 500㎡区画	2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動 5 内装	2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。 5 目視・同意調査書等との照合により確認する。	2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。 5 内装の仕様が建基法令の規定に適合していること。

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点（主要なもの）	検査方法	可否の判定等
	法律	政令・条例（主なもの）				
防火区画等	建基法 36	建基政令 112①～⑩	3 堅穴区画	1 区画の位置 2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動 5 内装（但書適用）	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。 5 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 区画の位置が建基法令の規定に適合していること。 2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。 5 内装の仕様が建基法令の規定に適合していること。
			4 異種用途区画	1 区画の位置	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 区画の位置が建基法令の規定に適合していること。
			18項区画 【建基法 27】	2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動	2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。
			建安条例 30 【自動車車庫等】	建安条例 30 【自動車車庫等】		
	建基法 40	建安条例 30 （自動車車庫等）	建安条例 51 【興行場等】	建安条例 51 【興行場等】		
	建安条例 39 （公衆浴場） 建安条例 48 （興行場等） 建安条例 49 （興行場等） 建安条例 50① （興行場等）	防火区画	1 区画の位置（スプリンクラー設備・排煙設備の設置）	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 区画の位置が建安条例の規定に適合していること。	
		ボイラー室の区画	2 床・壁の仕様 3 防火設備の仕様 4 防火設備の作動	2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	2 床・壁の仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備の仕様が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。	
		客席部と舞台部の区画				
		客席とその他の部分との区画				
		舞台部と舞台部の各室との区画				

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例(主なもの)				
防火区画等	建基法36	建基政令112②③	区画の貫通部	1 給水管等(すき間の処理) 2 給水管等(貫通部分等の仕様) 3 ダクト等(すき間の処理・ダンパー)	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 給水管等・ダクト等のすき間の処理が建基法令の規定に適合していること。 2 ダンパーが適切な位置に設置されていること。
	建基法40	建安条例74(全般)				
	建基法36	建基政令114	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	1 界壁等の構造、防火措置 2 界壁等の貫通部分の措置 3 界壁等の位置・仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 界壁等の構造・防火措置が建基法令の規定に適合していること。 2 界壁等の貫通部分の措置が建基法令の規定に適合していること。 3 界壁等の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。
廊下等	建基法35	建基政令119	廊下の幅等	位置・幅・形態	目視・スケール等による採寸により確認する。	廊下の位置・幅・形態が建基法令の規定に適合していること。
	建基法40	建安条例20(共同住宅等)				
		建安条例44(興行場等)				
		建安条例8(全般)	直通階段からの避難経路	1 避難経路の防火区画の仕様 2 特定防火設備の作動 3 建安条例第8条第1項ただし書の適用	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 特定防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 避難経路の防火区画の仕様が建安条例の規定に適合していること。 2 特定防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。 3 避難経路の防火区画の設置免除ができる建築物の部分であること。
		建安条例10の8(特殊建築物)	行き止まり廊下等	1 行き止まり廊下の有無 2 建安条例第10条の8ただし書の適用	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 行き止まり廊下がないこと。 2 行き止まり廊下とすることができる建築物の部分であること。
		建安条例26(連続式店舗)	連続式店舗の廊下	1 連続式店舗が面する廊下の位置 2 連続式店舗が面する廊下の仕様	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 連続式店舗が面する廊下が直通階段に有効に通じていること。 2 連続式店舗が面する廊下の仕様が建安条例の規定に適合していること。
	建安条例47(興行場等)	客席内の通路	1 客席内通路の位置 2 客席内通路の仕様 3 手すり等の設置	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 客席内通路の位置が建安条例の規定に適合していること。 2 客席内通路の仕様が建安条例の規定に適合していること。 3 手すり等が建安条例に基づき設置されていること。	

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	可否の判定等	
	法律	政令・条例(主なもの)					
階段	建基法 35	建基政令 120	直通階段の設置	1 直通性 2 歩行距離 3 内装制限による歩行距離の緩和 4 メゾネット住戸の歩行距離の緩和	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 階段が避難階又は地上に通じていること。 2 居室の各部分から直通階段までの歩行距離が建基法令の規定に適合していること。 3 居室の内装が建基法令の規定に適合していること。	
		建基政令 121		2以上の直通階段を要する建築物	1 重複距離 2 重複距離のただし書適用 3 2以上の直通階段の設置の免除	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 重複距離が建基法令の規定に適合していること。 2 重複距離の但書の適用できる避難上有効なバルコニー等が設けられていること。 3 2以上の直通階段の設置が免除できる建築物であること。
	建基法 40	建安条例 18① (共同住宅等)					
	建基法 35	建基政令 121 の 2 建基政令 122 建基政令 123	避難階段及び特別避難階段の設置・構造		1 避難階段・特別避難階段の設置 2 設置免除の要件	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 避難階段・特別避難階段が建基法令の規定に基づき設置されていること。 2 避難階段・特別避難階段の設置が免除できる建築物であること。
			1 屋外の直通階段	屋外の直通階段の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	屋外の直通階段が建基法令の規定に適合していること。	
			2 屋内避難階段	1 階段構造(耐火壁・内装・非常用の照明装置等) 2 防火設備の位置・仕様 3 防火設備の作動	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	1 屋内避難階段の構造が建基法令の規定に適合していること。 2 防火設備の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。	
			3 屋外避難階段	1 2m以内の開口部 2 防火設備の位置・仕様 3 防火設備の作動	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	1 2m以内の開口部が建基法令の規定に適合していること。 2 防火設備の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。	
			4 特別避難階段	1 階段構造(耐火壁・内装・非常用の照明装置等) 2 附室等構造(耐火壁・内装・排煙設備・非常用の照明装置等) 3 階段室・附室等の規模 4 防火設備の位置・仕様 5 防火設備の作動	1 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。 5 防火設備を作動させ、閉鎖又は作動した状態から開放する。	1 階段構造が建基法令の規定に適合していること。 2 附室等構造が建基法令の規定に適合していること。 3 階段室・附室等の規模が建基法令の規定に適合していること。 4 防火設備の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。 5 防火設備が適正に作動し、閉鎖又は作動した状態において避難上支障がないこと。	

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例(主なもの)				
階 段	建基法 40	建安条例7の2 (風俗店舗・飲食店等)	避難施設の設置・構造	1 避難施設の設置 2 避難施設の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 避難施設が建安条例の規定に基づき設置されていること。 2 避難施設の構造が建基法令の規定に適合していること。
		建安条例11 (高層建築物・特殊建築物)	特別避難階段の設置・構造	1 特別避難階段の設置 2 特別避難階段の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 特別避難階段が建安条例の規定に基づき設置されていること。 2 特別避難階段の構造が建基法令の規定に適合していること。
		建安条例31 建安条例32 建安条例33② (自動車車庫等)	避難施設の設置・構造	1 避難施設の設置 2 避難施設の構造	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 避難施設が建安条例の規定に基づき設置されていること。 2 避難施設の構造が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例51 (興行場等)	特別避難階段等の設置	特別避難階段等の設置	目視・同意調査書等との照合により確認する。	特別避難階段等が建安条例の規定に基づき設置されていること。
	建基法 35	建基政令124	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	1 各階の階段幅の寸法 2 各階の階段の出入口幅の寸法	目視・スケール等による採寸により確認する。	1 各階の階段幅の合計が建基法令の規定に適合していること。 2 各階の階段の出入口の幅の合計が建基法令の規定に適合していること。
	建基法 36	建基政令23 建基政令24 建基政令25 建基政令26 建基政令27	階段・踊場の幅げあげ・踏面の寸法傾斜路の構造	1 階段・踊場 幅の寸法 2 げあげ・踏面の寸法 3 踊場の位置・踏幅の寸法 4 手すり等の設置 5 傾斜路の構造	目視・スケール等による採寸により確認する。	1 階段・踊場の幅の寸法が建基法令の規定に適していること。 2 げあげ・踏面の寸法が建基法令の規定に適合していること。 3 踊場の位置・踏幅の寸法が建基法令の規定に適合していること。 4 建基法令の規定に基づき階段に手すり等が設置されていること。 5 傾斜路の構造が建基法令の規定に適合していること。
	建基法 40	建安条例18② (共同住宅等)				
		建安条例10の7 (特殊建築物)	らせん階段	1 らせん階段の有無 2 建安条例第10条の7ただし書の適用	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 らせん階段がないこと。 2 らせん階段を設けることができる建築物の部分であること。
		建安条例45 (興行場等)	階段の構造	1 直通階段の幅の合計 2 回り段の禁止	目視・スケール等による採寸により確認する。	1 直通階段の幅の合計が建安条例の規定に適合すること。 2 回り段がないこと。
		建安条例51 (興行場等)	地階にある興行場等	興行場等のある階	目視・同意調査書等との照合により確認する。	興行場等のある階が建安条例の規定に適合していること。

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	可否の判定等	
	法律	政令・条例(主なもの)					
出入口等	建基法35	建基政令118 建基政令125 建基政令125の2	屋外への出口等	1 階段・居室から出口までの距離 2 劇場等の客席等からの出口の仕様 3 物品販売店舗の出口の幅の寸法 4 施錠装置の構造	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 階段・居室から出口までの距離が建基法令の規定に適合していること。 2 劇場等の客席等からの出口が内開きでないこと。 3 物品販売店舗の出口の幅の寸法が建基法令の規定に適合していること。 4 施錠装置の構造が建基法令の規定に適合していること。	
		建基政令126 建安条例24 (物品販売店舗)	屋上広場等	1 屋上広場の設置 2 屋上広場の位置・仕様(面積・構造等) 3 手すり等の設置	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 建基法令の規定に基づき屋上広場が設けられていること。 2 屋上広場の位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。 3 手すり等が建基法令の規定に適合していること。	
	建基法40	建安条例51 (興行場等)	直通階段からの出口等	直通階段の出口の位置・個数	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	特殊建築物の直通階段の出口の位置・個数が建安条例の規定に適合していること。	
		建安条例10の4 (特殊建築物)					
		建安条例12 (学校等)	4階以上に設ける教室等の禁止	1 教室等の有無 2 建安条例第12条ただし書の適用	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 4階以上の階に教室等がないこと。 2 4階以上の階に教室等を設けることができる建築物の部分であること。	
		建安条例13 (学校等)	教室等の出入口	教室等の出入口の位置	目視・同意調査書等との照合により確認する。	教室等の出入口の位置が建安条例の規定に適合していること。	
		建安条例17 (共同住宅等)	共同住宅等の主要な出入口	1 出入口の位置 2 建安条例第17条ただし書の適用	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 共同住宅等の主要な出入口が道路に面すること。 2 建安条例の規定に適合する敷地内通路等を有すること。	
		建安条例19 (共同住宅等)	共同住宅等の居室	1 居室の面積 2 窓先空地等の位置 3 避難上有効なバルコニー等の設置 4 屋外通路の位置・幅員	1 目視・スケール等による採寸により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 居室の面積が建安条例の規定に適合すること。 2 窓先空地等の位置が建安条例の規定に適合すること。 3 避難上有効なバルコニー等が建安条例の規定に基づき設置されていること。 4 屋外通路の位置・幅員が建安条例の規定に適合すること。	
		建安条例37 (簡易宿泊所)					
		建安条例23 (大規模店舗)	大規模店舗の出入口	1 出入口の位置・個数 2 出入口の幅の寸法	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 出入口の位置・個数が建安条例の規定に適合していること。 2 大規模店舗の出入口の幅員等が建安条例の規定に適合していること。	
		建安条例43 (興行場等)	客席部の出入口				
		建安条例46 (興行場等)	屋外へ通ずる出入口				
		建安条例50② (興行場等)	舞台部の出入口				

法令根拠			検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	合否の判定等
部位	法律	政令・条例(主なもの)				
内 装 制 限	建基法 35の2	建基政令128の3の2 建基政令128の4 建基政令128の5	特殊建築物等の内装	1 居室(不燃・準不燃・難燃) 2 避難経路(不燃・準不燃) 3 火気使用室(不燃・準不燃) 4 車庫・無窓居室・地階にある特殊建築物の居室 5 内装制限の免除	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 居室の内装が建基法令の規定に適合していること。 2 避難経路の内装が建基法令の規定に適合していること。 3 火気使用室の内装が建基法令の規定に適合していること。 4 車庫・無窓居室・地階にある特殊建築物の居室の内装が建基法令の規定に適合していること。
	建基法 40	建安条例15 (学校等)				
		建安条例16② (共同住宅等)				
建基法 34②	建基政令129の1の2 建基政令129の13の3	非常用の昇降機	1 非常用の昇降機の位置・台数 2 乗降ロビーの構造・規模 3 非常用の昇降機の構造等 4 設置免除の要件	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 非常用の昇降機の位置・台数が建基法令の規定に適合していること。 2 乗降ロビーの構造・規模が建基法令の規定に適合していること。 3 非常用の昇降機の構造等が建基法令の規定に適合していること。	
建 築 設 備	建基法 35	建基政令126の2 建基政令126の3	排煙設備の設置	1 自然排煙 ・排煙口の位置 ・排煙口の大きさ 2 機械排煙 ・排煙機的能力 ・排煙口の位置 ・ダクトの構造 ・予備電源 3 防煙区画 4 手動開放装置の位置 5 排煙設備の作動 6 設置免除部分の確認	1 自然排煙 ・目視・スケール等による採寸により確認する。 ・目視・スケール等による採寸により確認する。 2 機械排煙 ・目視・同意調査書等との照合により確認する。 ・目視・スケール等による採寸により確認する。 ・目視・同意調査書等との照合により確認する。 ・目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・スケール等による採寸により確認する。 5 排煙設備を作動させる。 6 目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 自然排煙 ・排煙口の位置が建基法令の規定に適合していること。 ・排煙口の大きさが建基法令の規定に適合していること。 2 機械排煙 ・排煙設備の能力が建基法令の規定に適合していること。 ・排煙口の位置が建基法令の規定に適合していること。 ・ダクトの構造が建基法令の規定に適合していること。 ・予備電源の容量が適正であること。 3 防煙区画が建基法令の規定に適合していること。 4 手動開放装置の位置が建基法令の規定に適合していること。 5 排煙設備が適正に作動すること。 6 排煙設備の設置免除部分が建基法令の規定に適合していること。
	建基法 40	建安条例14 (学校等)				

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	可否の判定等
	法律	政令・条例(主なもの)				
建築設備	建基法 35	建基政令 126 の 4 建基政令 126 の 5	非常用の照明装置	1 居室における設置位置 2 避難経路における設置位置 3 非常用の照明装置の作動 4 床面での照度 5 設置免除部分の確認(歩行距離の確認)	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・同意調査書等との照合により確認する。 3 照明器具を作動させる。 4 照度計を用いて床面での照度を確認する。 5 目視・スケール等による採寸により確認する。	1 居室における非常用の照明装置の設置位置が建基法令の規定に適合していること。 2 避難経路における非常用の照明装置の設置位置が建基法令の規定に適合していること。 3 非常用の照明装置が適正に作動すること。 4 床面での照度が 1 LX 以上の照度を確保していること。
	建基法 40	建安条例 14 (学校等)				
	建基法 35	建基政令 126 の 6 建基政令 126 の 7	非常用の進入口	1 設置位置・間隔 2 幅・高さ・下端の床面からの高さ 3 バルコニーの奥行き・長さ 4 赤色灯・赤色の進入口表示 5 建基政令第 126 条の 6 ただし書の適用 ・代替進入口の設置・仕様 ・非常用の昇降機の設置	1 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸により確認する。 3 目視・スケール等による採寸により確認する。 4 目視・同意調査書等との照合により確認する。 5 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 非常用の進入口の設置位置・間隔が建基法令の規定に適合していること。 2 非常用の進入口の幅・高さ・下端からの高さが建基法令の規定に適合していること。 3 バルコニーの奥行き・長さが建基法令の規定に適合していること。 4 赤色灯・赤色の進入口表示が建基法令の規定に基づき設置されていること。 5 建基政令第 126 条の 6 ただし書の適用を受けられることであること。
	建基法 40	建安条例 75 (内装制限対象物)	風道	風道の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	内装制限を受ける建築物の部分に設ける室内に面する部分の風道が建安条例の規定に適合すること。
地下街等	建基法 35	建基政令 128 の 3 ①～⑤ 建基政令 128 の 3 ⑥ 建安条例 73 の 4 建安条例 73 の 5 建安条例 73 の 6 建安条例 73 の 7 建安条例 73 の 8 建安条例 73 の 10② 建安条例 73 の 14	共同住宅のエレベーター	共同住宅のエレベーターの仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	共同住宅のエレベーターの仕様が建安条例の規定に適合すること。
			エレベーターの機械室等	エレベーターの機械室の仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	エレベーターの機械室の仕様が建安条例の規定に適合すること。
			エスカレーターの吹き抜き	エスカレーターの吹き抜きの仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	エスカレーターの吹き抜きの仕様が建安条例の規定に適合すること。
			地下街	1 各構えの仕様 2 地下道の位置・仕様 3 出入口の位置・幅 4 階段の位置・仕様 5 非常用の照明装置・排煙設備	1 目視・同意調査書等との照合により確認する。 2 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 3 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 4 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。 5 目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 各構えの仕様が建基法令の規定に適合していること。 2 地下道の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。 3 出入口の位置・幅の寸法が建基法令の規定に適合していること。 4 階段の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。 5 非常用の照明装置・排煙設備が建基法令の規定に適合していること。

法令根拠		検査内容	検査着眼点(主要なもの)	検査方法	可否の判定等	
部位	法律 政令・条例(主なもの)					
地下街等	建基法 35	建基政令 128 の 3 ⑥	地下街			
		建安条例 73 の 3 (地下街)	地下街に設けてはならない施設	地下街に設けてはならない施設	目視・同意調査書等との照合により確認する。	地下街に建安条例で定める施設がないこと。
		建安条例 73 の 9 (地下街)	地下街と他の地下工作物等との区画	地下街と他の地下工作物等との区画	目視・同意調査書等との照合により確認する。	地下街と他の地下工作物及び建築物の部分と耐火構造の床若しくは壁又は建基政令 112 条 19 項 2 号に定める特定防火設備で区画していること。
		建安条例 73 の 10① (地下街)	店舗に接する地下道及び出入口階段ホール	1 店舗の用途に供する地下の構えに接する地下道の位置・仕様 2 出入口階段ホールの位置・仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	1 店舗の用途に供する地下の構えに接する地下道の位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。 2 出入口階段ホールを設ける場合は、出入口階段ホールが建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 73 の 11 (地下街)	地下道の直通階段に接する出入口の禁止	地下街の構えの出入口の位置	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	地下街の構え(公衆便所等を除く。)の出入口が直通階段の部分・下端から 3 m 以内の部分にないこと。
		建基政令 128 の 3 ⑥	地下道に通ずる建築物の地下の部分			
		建安条例 73 の 15 (地下街)	建築物の地下の部分と地下道との関係	地下道の位置・仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	地下道の位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 73 の 16 (地下街)	建築物の地下の部分と地下道との区画	防火区画の位置・仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	建築物の地下の部分と地下道との防火区画の位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 73 の 17 (地下街)	階段ホールの設置	階段ホールの位置・仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	階段ホールの位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 73 の 18 (地下街)	建築物の地下の部分における地下街の規定の準用	建築物の地下の部分の仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	建築物の地下の部分の仕様が建安条例第 73 条の 6、建安条例第 73 条の 10、建安条例第 73 条の 11 の規定に適合していること。
		建基政令 128 の 3 ⑥	地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設			
		建安条例 73 の 19 (自動車車庫等)	専用直通階段の設置	専用直通階段の位置・仕様	目視・スケール等による採寸・同意調査書等との照合により確認する。	専用直通階段の位置・仕様が建安条例の規定に適合していること。

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点（主要なもの）	検査方法	合否の判定等
	法律	政令・条例（主なもの）				
簡易な構造の建造物	建基法 84 の 2	建基政令 136 の 9 建基政令 136 の 10 建基政令 136 の 11	簡易な構造の建築物	1 建基法第 84 条の 2 の適用 2 主要構造部の仕様 3 防火区画の位置・仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 主要構造部の仕様が建基法令の規定に適合していること。 2 防火区画の位置・仕様が建基法令の規定に適合していること。
	建基法 40	建安条例 34① （自動車車庫等）				
自動車車庫等	建基法 40	建安条例 31 建安条例 33② （自動車車庫等）	一般構造・設備	1 傾斜路の仕様 2 延焼のおそれのある部分の外壁の仕様	目視・同意調査書等との照合により確認する。	1 傾斜路の仕様が建安条例の規定に適合していること。 2 延焼のおそれのある部分の外壁の仕様が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 32 建安条例 33② （自動車車庫等）	大規模の自動車車庫又は自動車駐車場の構造・設備	天井の高さ	目視・スケール等による採寸により確認する。	天井の高さが建安条例の規定に適合していること。
	建基法 40	建安条例 33① （自動車車庫等）	屋上を自動車の駐車のために供する建築物	車止めの位置	目視・同意調査書等との照合により確認する。	車止めの位置が建安条例の規定に適合していること。
		建安条例 34② （自動車車庫等）	適用の除外	型式適合認定	目視・同意調査書等との照合により確認する。	型式適合認定を受けたものについては、型式適合認定のとおりであること。